

## 常滑市と日本福祉大学との包括連携に関する協定書

常滑市（以下「甲」という。）及び日本福祉大学（以下「乙」という。）は、相互に発展するための包括的な連携について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の相互の密接な連携・協力により、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成及び相互の発展と充実に寄与することを目的とする。

### （連携・協力分野）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するため、次の事項について連携・協力し、各事業を進める。

- (1) まちづくりと地域の活性化に関すること。
- (2) 教育・人材育成に関すること。
- (3) 地域産業の振興に関すること。
- (4) 健康・福祉に関すること。
- (5) 地域防災に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な分野における協力に関すること。

2 甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく連携・協力において知り得た事項（次に掲げる事項を除く。）を相手方の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

- (1) 提供された時点で既に公知である情報又は提供後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) 提供された時点で既に自らが保有していたことが書面により立証できる情報であるもの
- (4) 法令又は裁判所の命令により開示を義務付けられたもの

2 前項に規定する守秘義務は、この協定の終了後においても継続するものとする。

### （有効期間等）

第4条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の意志表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

### （協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和6年 2月 1日

甲 常滑市飛香台3丁目3番地の5

常滑市

常滑市長

伊藤 辰夫



乙 愛知県知多郡美浜町大字奥田字会下前 35-6

学校法人日本福祉大学

理事長

丸山 悟



日本福祉大学

学長

原田 正樹

